

# 上志津三区町会 非常災害対策要綱

非常大災害が発生したとき、町会役員・班長は次のことを基本に災害に対処する。

## 記

### 1. 大災害の時

- (1) 非常大災害が発生したときは、日頃の担当役員別グループ組織がそのまま非常大災害対策本部組織となる。
- (2) 非常大災害対策本部は志津自然園に設置する。
- (3) 「人命安全を第一」とし役員・班長は落ちついて町民を市指定の避難場所である「上志津小学校」へ誘導する。
- (4) 役員・班長は町民の安否と被害程度を調査し本部長に直ちに報告する。
- (5) 本部長は状況を取りまとめ市役所（防災担当）へ報告すると同時に緊急を要する必要なことをお願いし、指示を仰ぐ。
- (6) 本部は食料・飲料水・防災用品（冬季）・医薬品等の確保に努める。
- (7) 落ち着いたならばグループ別に自警団を組織し、自分たちのグループのパトロールをする。

### 2. 小災害の時

- (1) 在宅役員は、災害が起きた班の班長と現場に駆けつけ、被災者の安否と被害程度を調査し警察・消防・防災機関等と事後策を協議する。
- (2) 負傷者のある時は救急車を呼ぶ。
- (3) 役員は被災者の仮住居の相談にのる。
- (4) 上志津会館運営委員は、会館をすぐ利用できるよう準備する。

以上